

# 令和4年度庄内町空き家利活用促進事業補助金交付要綱

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 登録促進補助金（第3条—第10条）
- 第3章 利用促進補助金（第11条—第20条）
- 第4章 雑則（第21条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、町内における空き家の利活用を促進するため、庄内町空き家バンク実施要綱（庄内町告示第47号。第3条において「要綱」という。）第3条の規定により、庄内町空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に新たに空き家を登録する者及び同条第2項の規定により、空き家バンク登録台帳に登録されている空き家（以下「登録空き家」という。）の家財道具等を処分する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### （補助金の種類及び内容）

第2条 補助金の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 登録促進補助金 空き家バンクへの新規の空き家登録を促進するため、補助金を交付する。
- (2) 利用促進補助金 登録空き家の売買若しくは賃貸を図るため、当該空き家に存する家財道具等の処分費用を補助する。

### 第2章 登録促進補助金

#### （登録促進補助金交付対象者）

第3条 登録促進補助金の交付の対象となる者は、要綱第8条第3項に規定する利用登録者であり、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該空き家に係る固定資産税の納税義務があること。
- (2) 継続して2年以上空き家バンクに登録する意思のあること。
- (3) 町税等（国民健康保険税を含む。）の滞納がないこと。
- (4) 空き家等の売買及び賃貸を生業としていないこと。

#### （登録促進補助金の補助対象）

第4条 登録促進補助金の対象は、空き家の居住の用に供する部分に対して賦課された令和3年度の固定資産税額とする。

#### （登録促進補助金の額等）

第5条 登録促進補助金の額は、前条に規定する固定資産税額とし、3万円を上限とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 登録促進補助金の交付は、一の空き家に対して1回限りとする。

#### （登録促進補助金の交付申請）

第6条 規則第4条に規定する登録促進補助金の交付申請書（第8条において「登録促進補助金交付申請書」という。）は、令和4年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（登録促進補助金）交付申請書（様式第1号）によるものとし、空き家バンク登録の日から起

算して3月を経過する日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

(登録促進補助金の交付の条件)

第7条 町長は、規則第6条第2項の規定により登録促進補助金の交付の決定を受けた者は、空き家バンクに空き家を登録した日から起算して2年を経過する日まで台帳に登録されることを条件として付するものとする。ただし、登録期間中に当該空き家が売買又は賃貸された場合は、この限りではない。

(登録促進補助金の実績報告、額の確定通知の特例等)

第8条 規則第13条の規定による登録促進補助金の実績報告書は、登録促進補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出することにより行うものとする。

- (1) 対象となる空き家の令和3年度の固定資産税公課証明書
- (2) 市町村税（国民健康保険税を含む。）の納税証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、登録促進補助金交付申請書及び前項の規定による書類の提出があった場合は、規則第5条第1項の規定による登録促進補助金の交付の決定額をもって規則第14条の規定による登録促進補助金の確定額とし、令和4年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（登録促進補助金）交付決定及び交付額確定通知書（様式第2号）により申請者にこれを通知するものとする。

(登録促進補助金の交付決定の取消し)

第9条 町長は、登録促進補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則第16条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、町長が災害、病気その他やむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録促進補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又は第7条の規定により付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。

2 規則第16条第3項の規定による登録促進補助金の取消しの通知は、令和4年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（登録促進補助金）交付決定取消通知書（様式第3号）により行うものとする。

(登録促進補助金の返還)

第10条 規則第17条の規定により登録促進補助金の返還を命ずる額は全額とし、令和4年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（登録促進補助金）返還命令書（様式第4号）により通知するものとする。

### 第3章 利用促進補助金

(利用促進補助金交付対象者)

第11条 利用促進補助金の交付の対象となる者（次条において「補助対象者」という。）は、町税等（国民健康保険税を含む。）を滞納していない個人であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

- (1) 登録空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者（以下「所有者等」という。）であること。
- (2) 令和4年4月1日から令和5年3月20日までの間（次号において「事業期間」という。）に空き家の所有者等との間で賃貸借契約を締結し、当該空き家を借り受ける者（以下「賃借人」という。）であること。
- (3) 事業期間に空き家の所有者等から当該空き家を購入した者（4親等以内の親族から

購入した場合を除く。) であること。

(利用促進補助金の対象事業)

第 12 条 利用促進補助金の交付対象となる事業 (以下「補助対象事業」という。) は、補助対象者が実施する次に掲げる作業等とする。

- (1) 空き家内の家財道具その他の不要物 (次条第 1 号において「不要物」という。) の搬出又は処分
- (2) 空き家の清掃
- (3) 空き家に係る敷地内の雑草、樹木等 (次条第 1 号において「樹木等」という。) の処分その他の環境整備
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が適当と認めるもの

(利用促進補助金の対象経費)

第 13 条 利用促進補助金の補助対象となる経費 (以下「補助対象経費」という。) は、補助対象事業に要する次に掲げるものとする。

- (1) 不要物又は樹木等 (以下「ごみ」という。) の処理手数料
- (2) ごみの収集又は運搬に係る料金
- (3) 特定家庭用機器再商品化法 (平成 10 年法律第 97 号) 第 19 条に規定する料金 (以下「リサイクル料金」という。)
- (4) 廃棄物処分業者に委託してごみを処分する場合における委託費用
- (5) ハウスクリーニングに要する費用

(利用促進補助金の額)

第 14 条 利用促進補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、15 万円を限度とする。この場合において、当該補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(利用促進補助金の交付申請)

第 15 条 規則第 4 条に規定する申請書は、令和 4 年度庄内町空き家利活用促進事業補助金 (利用促進補助金) 交付申請書 (様式第 5 号) によるものとし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 見積書の写し
- (2) 補助対象事業の実施前の写真
- (3) 空き家所有者等承諾書 (様式第 6 号。賃借人に限る。)

(利用促進補助金の交付の条件)

第 16 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号イ及びロに規定する別に定める軽微な変更は、補助対象経費の 20 パーセント未満の減額による変更とする。

2 規則第 6 条第 1 項第 1 号の規定により補助対象事業を変更しようとするときは、令和 4 年度庄内町空き家利活用促進事業変更承認申請書 (様式第 7 号) に次に掲げる書類を添えて、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 変更に係る見積書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(利用促進補助金の交付決定の通知)

第 17 条 規則第 7 条に規定する利用促進補助金の交付の決定の通知は、令和 4 年度庄内町空き家利活用促進事業補助金 (利用促進補助金) 交付決定通知書 (様式第 8 号) によるものとする。

(利用促進補助金の実績報告)

第 18 条 規則第 13 条に規定する実績報告書は令和 4 年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（利用促進補助金）実績報告書（様式第 9 号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は次のとおりとし、補助対象事業の完了の日から起算して 20 日を経過する日又は令和 5 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、町長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 補助対象事業の実施中及び実施後の写真
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの  
(利用促進補助金の額の確定)

第 19 条 規則第 14 条に規定する利用促進補助金の額の確定通知は、令和 4 年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（利用促進補助金）交付額確定通知書（様式第 10 号）によるものとする。

(利用促進補助金の交付決定の取消し)

第 20 条 町長は、利用促進補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則第 16 条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、町長が災害、病気その他やむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用促進補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 規則第 16 条第 3 項の規定による利用促進補助金の交付決定の取消しの通知は、令和 4 年度庄内町空き家利活用促進事業補助金（利用促進補助金）交付決定取消通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

#### 第 4 章 雑則

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。